

## 役員報酬および費用に関する規程

### (目的および意義)

第1条 この規定は、公益財団法人東海水産科学協会(以下、「この法人」という。)の定款第26条の定めに基づき、役員報酬および費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる事務所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等は認定法5条第13号で定める報酬、賞与その他、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分するものとする。
- (5) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員の報酬月額とし定額を払うことができる。
- (2) 常勤は賞与、退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、別表第1「役員の報酬月額表」に定める範囲内とし、評議員会において決定した総額の範囲内で、理事会の決議を経て支給する。

### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。支給の基準については、職員給与規程第9条を準用する。

(費用)

第8条 この法人は役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求に基づき遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。支給の基準については、この法人の出張規定による。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

## 別表第1 常勤役員の報酬月額

常勤役員の報酬月額は執務時間、日数を勘案し以下の範囲内とする。

- ・ 30万までの範囲内